

那珂川町ケーブルテレビ施設指定管理者募集要項

那珂川町ケーブルテレビ施設（以下「ケーブルテレビ施設」という。）の維持管理及び運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び那珂川町ケーブルテレビ施設条例（平成21年那珂川町条例第1号。）第34条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

1. 施設の概要等

（1）名称

那珂川町ケーブルテレビ施設

（2）所在地

那珂川町ケーブルテレビ放送センター （以下「放送センター」という。）	那珂川町馬頭116番地 5
那珂川町ケーブルテレビ小川サブセンター （以下「小川サブセンター」という。）	那珂川町小川2814番 地1

（3）設置年月

平成21年4月、（小川サブセンター平成31年1月移設）

（4）設置目的

町民の生活環境の向上及び地域全体の活性化を図るため、情報通信ネットワークを利用した積極的な行政情報等の提供を行うとともに、災害等の緊急時には町民に対して迅速かつ的確な情報伝達を行うことにより高度情報化社会に適応したまちづくりの推進を目的とします。

（5）放送センター概要

構 造 R C 造平屋建

延床面積 331.94㎡

ロビー、事務室、会議室、スタジオ、調整室、サーバ室、倉庫、
その他

（6）伝送路施設

伝送路	F T T H 方式
-----	------------

伝送可能帯域	70MHz～862MHz、 950MHz～3.250MHz
幹線（親）カプラ数	1332基（2～8分岐）
伝送路延長（幹線）	光ケーブル 86.2Km
地上波受信施設	1箇所（放送センター屋上）
衛星波受信施設	1箇所（放送センター屋上）

（7）サービス内容

① 基本サービス

ア 音声告知放送（緊急放送、連絡放送、グループ放送）

イ FMラジオ放送の再放送 3波

② オプションサービス

ア 地上波デジタル放送の再放送 8波

イ 衛星BSデジタル放送の再放送

ウ 自主番組（コミュニティチャンネル、サブチャンネル）放送

エ データ放送

オ インターネット接続サービス

（8）施設利用者数

令和5年度末 4,416世帯

令和6年度末 4,376世帯

令和7年度末 4,773世帯

参考：令和8年8月1日現在（住民基本台帳）の世帯数

5,776世帯

（9）前年度及び前々年度の運営経費

別表1「那珂川町ケーブルテレビ施設決算書」のとおり。

2. 管理の基準

維持管理及び運営を行うに当たっての基本的事項は次のとおりとします。

（1）ケーブルテレビ施設の管理運営

指定管理者は、放送センターに職員を駐在させ、当該施設及び設備等の管理運営を適切に行うものとする。

(2) 個人情報の取扱い

指定管理者は、「那珂川町個人情報保護法施行条例」(令和5年那珂川町条例第1号)その他関係法令の規定に基づき、当該施設の管理を通じて取り扱う個人情報の保護を行うものとする。

(3) 情報公開

指定管理者は、「那珂川町情報公開条例」(平成17年那珂川町条例第10号)その他関係法令の規定に基づき、当該施設の管理を通じて取り扱う文書の公開を行うものとする。

(4) 関係法令等の遵守

指定管理者は、ケーブルテレビ施設の管理運営を行うに当たっては、関係法令、関係条例・規則等を遵守しなければならない。

(5) 利用の承認等及び利用の停止等

那珂川町ケーブルテレビ施設条例第11条、第12条及び第31条の規定に基づき、利用の承認等及び利用の停止等を行うこととする。

3. 指定管理者が行う業務の範囲

那珂川町ケーブルテレビ施設条例第4条及び5条に規定する業務を行います。業務の概要は次のとおりです。

(1) ケーブルテレビ施設の利用申込みの承認並びに設備の設置及び変更に関する業務

(2) ケーブルテレビ施設の運営及び施設、設備の維持管理に関する業務

(3) 自主放送番組及び広告放送の制作に関する業務

(4) 自主放送番組、広告放送及び音声告知放送の放送に関する業務

(5) 放送局(放送法(昭和25年法律第132号)に定める放送局をいう。)のテレビジョン放送及びFM放送の再放送業務

(6) 基本サービスを提供する業務

(7) オプションサービスを提供する業務

(8) 上記に掲げるもののほか町長が必要と認める業務

※いずれも、放送センターに職員を適宜駐在させ、業務を適切に行うものとします。

※現在の放送センターの業務時間は、12月29日から翌年1月3日までを除く、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなっています。

※詳細については、別紙「那珂川町ケーブルテレビ施設指定管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照してください。

4. 那珂川町と指定管理者の責任分担

那珂川町（以下「町」という。）と指定管理者との責任分担は、次の表のとおりとします。ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、双方が協議して定めることとします。

項 目		町	指定管理者
(1) 施 設	保守・点検管理		○
	修繕		○
	整備・改修・更新	○	
(2) 備 品	保守・点検管理		○
	修繕		○
	新規購入	○	
(3) 安全衛生管理			○
(4) 災害等による施設等の修繕		○	
(5) 事故による施設等の修繕		協議による	
(6) 火災保険の加入		○	
(7) 総合賠償保険の加入			○
(8) 包括的な責任管理		○	

5. 自主事業

(1) 自主事業の提案

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、公の施設の運営に支障を及ぼさない範囲において、自らの発案によりケーブルテレビ施設を活用した任意の事業（自主事業）を提案することができます。自主事業を提案する場合は、事業内容、収支状況等を確認する必要があるので、別途、「那珂川町ケーブルテレビ施設自主事業に関する事業計画書」（様式第3号）を提出してください。

(2) 自主事業収益

自主事業で見込まれる収益を、提案価格（指定管理料）の低減に反映させることができます。この場合は、「那珂川町ケーブルテレビ施設指定管

理業務収支予算書」(様式第4号)において指定管理料以外の収入(自主事業収益)として計上してください。

(3) その他

提案された自主事業は、指定管理者の指定後、実施の許可、不許可及び条件等を指示するものとします。

6. 管理業務の委託等の禁止

管理運営業務のうち清掃、警備等の事実上の業務を第三者へ再委託することは差し支えありませんが、管理に係る業務を一括して再委託することはできません。ただし、町との協議のうえ、一部の管理に係る業務を第三者に再委託することができます。また、条例で定めるところにより行う行政処分(利用の承認等)に係る業務については、再委託できません。

なお、事実上の業務を再委託するに当たっては、「10. 応募者の資格等」の欠格事由に該当しない者に対して再委託することとします。

7. 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間を予定しています。指定期間は町議会での議決により、正式に決定します。

ただし、指定管理者が町の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、町は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

8. 利用料金制度

地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度は適用しません。ケーブルテレビ施設の利用料は、町の歳入になります。

9. 指定管理料

(1) 町が指定管理者に支払う指定管理料には、人件費、施設管理費(光熱水費、通信運搬費、設備保守点検費、移設等工事費、番組制作等に係る経費)及び事務費等が含まれます。

(2) 原則として指定管理料の精算は行いません。

(3) 町が指定管理者に支払う指定管理料は、提案された「那珂川町ケーブルテレビ施設指定管理業務収支予算書」(様式第4号)をもとに年度ご

との予算の範囲内で「年度協定」により決定します。支払時期や方法についても「年度協定」で定めます。

- (4) 本業務における経費の上限額を設定します。これを上回る額の指定管理料（提案額）を提案した場合は、他の提案内容が優れていても失格となります。

(5) 上限額 169,000,000円（消費税を含む）

なお、指定期間内に消費税率の改定があった場合、基本協定に基づき、改定後の消費税率を適用します。

10. 応募者の資格等

- (1) 応募者の資格は、栃木県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないものとします。

- ①地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加資格）第1項の規定に該当するもの。
- ②那珂川町から指名停止措置を受けているもの。
- ③国税及び地方税等を滞納しているもの。
- ④会社更生法、民事再生法等による手続きを行っているもの。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの。

- (2) 複数の団体がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、代表団体を定めてください。この場合、代表団体は、グループにおける責任割合が最大であることが必要です。

- (3) 単独で応募した団体が、グループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員である団体が、他のグループ応募の構成員となることはできません。

- (4) 当該施設の利用者及び地域の特性を充分考慮した地域情報、行政情報の配信ができる能力を有する法人等であること。

11. 応募書類

- (1) 那珂川町ケーブルテレビ施設指定管理者指定申請書（様式第1号）

※グループ応募の場合は、（様式第1号－2）

- (2) 那珂川町ケーブルテレビ施設管理運営に関する事業計画書（様式第2号）

- (3) 那珂川町ケーブルテレビ施設自主事業に関する事業計画書（様式第3号）
- (4) 那珂川町ケーブルテレビ施設指定管理業務収支予算書（様式第4号）
※積算内訳を別紙に示すこと。（様式は自由。ただし、用紙はA4縦で横書き）
- (5) 付属書類（様式の定めのないものについては自由）
- ①法人等の定款、寄付行為、規約、又はこれに類する書類及びパンフレット等、法人等の概要がわかる資料
 - ②法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又は登記簿謄本
 - ③事業報告書
 - ④法人等の直近2事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は、これに類する書類
 - ⑤国税の納税証明書
- (6) 提出部数10部（正本1部、副本9部）
- (7) 留意事項
- ①必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。
 - ②グループ応募の場合には、グループ構成員表（様式第1号－3）を添付し、構成員ごとに11.（5）の付属書類を作成してください。
 - ③提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
 - ④那珂川町ケーブルテレビ施設指定管理業務収支予算書（様式第4号）の額が上限額を上回った場合は失格とします。
 - ⑤提出された書類の内容を変更することはできません。
 - ⑥提出された書類は返還しません。
 - ⑦応募に関して必要となる経費は応募者の負担とします。
 - ⑧申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を提出してください。
 - ⑨応募書類にページをつけてください。（必要に応じ、インデックス等の使用も可）

12. 応募手続

提出先	那珂川町 企画財政課 情報管理係 (ケーブルテレビ放送センター内)
提出方法	応募書類は持参してください

受付期間及び 受付時間	令和8年9月16日（水）から 令和8年9月30日（水）まで 午前8時30分から午後5時まで （最終日9月30日は午後4時までとします）
----------------	--

※申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合は、受付できません。

13. 募集説明会の実施

募集説明会を下記により開催します。参加を希望する場合は、あらかじめ申し込んでください。

開催日時	令和8年9月1日（火） 午後1時30分から
開催場所	那珂川町役場102会議室
参加人数	1団体3名まで
申込方法	説明会参加申込書（様式第5号）を放送センターへ持参、 郵送又はFAXで申し込んでください
申込締切	令和8年8月28日（金） 午後4時まで

14. 図面等の閲覧

センターの図面等は下記により閲覧することができます。

日時	令和8年9月2日（水）から9月11日（金） 午前8時30分から午後5時まで （最終日9月11日は午後4時までとします）
閲覧場所	那珂川町ケーブルテレビ放送センター 会議室

15. 質問書

当募集要項及び仕様書の内容に関する質問は、下記により行います。

（1）質問書の提出

様式	質問書（様式第6号）
期間	令和8年9月2日（水）から9月11日（金）まで （最終日9月11日は午後4時までとします）

提出先	那珂川町 企画財政課 情報管理係 (ケーブルテレビ放送センター内)
提出方法	電子メールでの提出によります(電話、FAX等は受け付けませんのでご了承ください)
メールアドレス	tv-kanri@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

(2) 質問書の回答

質問書に対する回答は、令和8年9月15日(火)中を目途に、説明会参加申込書に記載された電子メールアドレスへ回答します。なお、質問に対する回答は、本要項や仕様書等に記載する内容の追加又は修正とみなします。

16. 申請に要する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

17. 無効又は失格

次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格とする場合があります。

- ①記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ②申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ③虚偽の内容が記載されているもの。
- ④その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの。

18. 指定管理者の候補者の選定

- (1) 指定管理者候補者の選定は、指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審査結果報告を受け、町長が行います。
- (2) 応募者の審査は、選定委員会が、条例第37条の規定に基づく審査基準により、書面審査及びプレゼンテーション、質疑を行います。日時については、別途連絡いたします。

(3) 審査の基準

- ①事業計画による施設の運営が利用者の平等の利用を確保することができるものであること。
 - ・関係法令を理解し、遵守が見込まれる。
 - ・特定の法人等を優遇しないか。

- ・ 情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。
- ②事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ・ 施設管理業務に対する基本方針は適切か。
 - ・ 施設の現状を正しく認識し、適切な将来ビジョンがあるか。
 - ・ 自主事業計画書の内容は適切か。
 - ・ 加入者と積極的に連携し、かつ意見を反映させる計画か。
 - ・ サービス向上策は適切か。
- ③事業計画の内容が、施設の維持管理及び管理経費の削減が図られるものであること。
- ・ 収支計画が適正であり、経費の削減が図られるものか。
 - ・ 指定管理料は妥当か。
 - ・ 人件費の設定は適切か。
 - ・ 管理経費の設定は適切か。
- ④事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎知識を有していること。
- ・ 法人等の経営状況に問題はないか。
 - ・ 管理業務に係る人員体制は十分か。
 - ・ 必要な管理能力を期待できるか。
 - ・ 現況を踏まえ、より効果的な運営体制がとれる団体か。
- (4) 審査結果の通知は、応募者全員に後日、文書で通知します。

19. 選定結果の公表

公平性、透明性及び客観性を期すため、議会や監査委員会の求めに応じ、選定結果（申請団体名、評点結果及び指定管理料提案額等）を公表することがあります。この場合、指定管理者候補者となった団体以外は、申請団体名と評点結果が結びつかないよう配慮します。（ただし、申請団体数が2団体以下であった場合は、この限りではありません。）

20. 指定管理者の候補者選定後の手続等

(1) 候補者との協議

町は候補者と管理運営業務等について協議し、協定を締結するための仕様書等の調整を行います。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

候補者と協議が整わない場合は、町長は再度の募集を行うか決定します。

(2) 指定管理者との協定の締結

指定管理者の指定に関する事項について議会の議決を経て指定管理者として指定するとともに、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」及び年度ごとに締結する「年度協定」(4月1日から3月31日まで)を締結します。

2 1. 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、理由の如何にかかわらずお返しできません。
- (2) 提出された書類は指定管理者候補者の選定以外の用途には使用しません。
- (3) 提出された書類は必要に応じ複写します(使用の目的は庁内及び選定委員会での検討に限ります。)。
- (4) 提出された申請関係書類及び指定期間中の管理運営に係る各種報告書類は、必要に応じて公表することがあります。ただし、公表に当たっては、個人情報や申請団体の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、那珂川町情報公開条例の規定に照らし内容の判断をします。

2 2. 問い合わせ先

那珂川町 企画財政課 情報管理係(ケーブルテレビ放送センター内)

〒324-0613

栃木県那須郡那珂川町馬頭116番地5

電話：0287-92-1121

FAX：0287-92-3089

E-mail：tv-kanri@town.tochigi-nakagawa.lg.jp